

**2016 秋闘** 職場の声が大事です。  
**分会を開いて、みんなの要求  
 について話し合しましょう！**

## 2016 秋闘分会討議資料 パート版

ユーコープ労働組合  
 本部事務所 045-319-4891

9月12日(月)から10月1日(土)までの間に各職場で分会を開催して下さい。分会では、この「討議資料」を見ながら話し合い、「分会開催報告書」に話し合った内容・出された意見を記入して、労働組合書記局へメールカバン・FAX で送って下さい。理事会に対する要求は、10月7日(金)の中央執行委員会で決定し、当日、理事会に提出します。労使交渉期間は、11月12日(土)から11月26日(土)の予定です。

☆ストライキ権確立のための全員投票を10月12日(水)から18日(火)に実施します。

### 1. 職場のルールは守られていますか？春闘・秋闘で理事会が約束したことは守られていますか？

#### ■ 2014 秋闘協定内容 \*右の職場チェックリストを使って話し合ってください。

##### (1) パート職員の週契約時間遵守

- ①週契約時間を守ることは原則である。単日で±10%の範囲内で変更はあるが、週契約時間を守り、一部イレギュラーがあっても月度内で契約時間を守ることがルールである。
- ②基本は契約時間どおりのシフトを組むことである。
- ③出勤日当日に、契約時間より早い退勤を指示することは禁止する。ただし、災害時や台風・大雨などの荒天の場合はその限りではない。
- ④労働実態が契約時間を超えている場合は、次の基準に従って契約を変更する。
  - a. 契約時間を越えないよう就労時間管理することを原則とする。
  - b. それでも恒常的に契約時間を越えての就労を余儀なくされている場合は2015年3月21日に本人合意をふまえ契約時間変更を行う。

#### ■ 2015 秋闘協定内容

- (1) 宅配供給部門職員・パート職員の休憩時間取得について、少なくとも30分以上取得できるよう2015年度中に業務の見直しに取り組む。

### 2. 社会的な要求の前進に取り組めます。

- (1) 自分たちと子供たちの生活のために、私たちの国・日本のために、もっと社会を知ることに取り組んでください。そしてできることから行動しましょう。分会でも、平和と戦争、アベノミクス、税金や医療・介護・教育の問題と自分の生活について話し合ってみてください。
- (2) この秋も、いくつかの「重点署名」に取り組めます。積極的な協力をお願いします。
- (3) 「最低賃金裁判」が東京高等裁判所で続いています。傍聴など裁判勝利のための行動に参加しましょう。

### 2016年秋闘「パート職員」職場チェックリスト

分会を開いたらみんなで下の項目について「○:できている、△:だいたいできている、×:できていない」で評価します。「×」がついた項目は、職場懇談会を開いて所属長に改善してもらいましょう。また、チェックリストにはないことがらで所属長に改善してほしいことがあれば職場懇談会を開催して解決しましょう。

チェック項目	評価
①就業規則はだれも見ることができる場所にある	
②就業実績表は必ず本人が確認しサインしている	
③契約確認時(2016年6月)には所属長または副所属長との面接で契約内容の確認をおこなった	
④残業ルールは守られている(残業は申請によって行われることになっています)	
⑤不払い(サービス)労働はない	
⑥労働実態にあった雇用契約になっている	
⑦出休シフトの1ヶ月前提示は守られている(店舗のみ)	
⑧作業シフトの2週間前提示は守られている(店舗のみ)	
⑨労働安全衛生委員会は職場パトロール(作業所・休憩室の温度や湿度が適当・照明の状態が適切)終了後に毎月行われている	
⑩コープ体操は毎日全員がおこなっている	
⑪仕事に必要な備品(事務用品、手袋、タオルなど)はそろっている	
⑫仕事上のケガや、通勤途上のケガなどが上司に報告されている	
⑬有給休暇は申し出れば基本的には取れる	
⑭パート会や部門会は毎月開催され意見を言う時間がある	
⑮新人事制度(賃金体系の見直しなど)が採用に効果があり、必要な人員は確保された	

評価で「×」がついた項目は、職場懇談会で所属長に伝えましょう。

☆チェック項目にないことがらで所属長に改善してほしいことがらを書いてください。

### 3. 労働条件要求について

(1) 下記の秋闘要求案についてご意見をお寄せ下さい。

#### ① 一般パート職員の雇用条件を拡大して、週契約日数にかかわらず一般パート職員とすること

就業規則では週4日あるいは5日働く場合を一般パートとし、週3日以下で働く場合は一般アルバイトとしています。パート・アルバイトともに無期雇用契約ではありますが、一般アルバイトには職種給、日祝日・時間帯手当、退職慰労金、一時金などはありません。しかし、1日に働く時間はパートと同じ2時間から7時間15分の間で契約でき、担う仕事はパートと変わりなく、勤続年数が10年を超えるアルバイトもいます。雇用区分による差別・格差を是正するためにも週の契約日数に係らず一般パート契約にすることを求めます。

#### ② シニアアルバイト職員および一般アルバイト職員に対する日祝日手当・時間帯手当の支給

日祝日手当・時間帯手当は、働きにくい曜日や時間帯に対する手当であって、雇用身分によって支給されないことに対するシニアアルバイト職員・一般アルバイト職員の不満は大きくなっています。多くの職場では人員不足は続き、シニアアルバイト職員・一般アルバイト職員は貴重な戦力となっていますから、手当の支給はとても強い要求となっています。

#### ③ シニアアルバイト職員および一般アルバイト職員の定期健康診断は受診希望者全員が受診できるようにすること

2015 秋闘ではシニアアルバイト職員および一般アルバイト職員に定期健康診断が任意で受診できるよう改善されました。しかし、受診希望を募る期間やルールが徹底されずに受診の機会を失ったシニアアルバイト職員がいました。すでにシニアアルバイトになっている人と今後シニアアルバイトとして雇用される可能性のある人が、「希望していたのに受信できなかった」ということがないよう、定期健康診断に受診希望を募る際のルールの明確化と徹底を求めます。

⇒右側に続きます。

#### ④ 社会保険適用パート職員に対する「家族手当」の新設

社会保険適用パート職員に対して、正規職員同様の「家族手当」を支給することを求めます。ひとり親家庭などパート職員であっても子どもを扶養する立場にいる人や父母を扶養する人がいます。社会保険適用パート職員が正規職員と同じ条件である場合には家族手当を支給することを求めます。均等待遇、雇用形態間の格差是正、働きやすい労働条件の整備のためにも新しい制度を求めます。

他生協では以下のとおり改善されています。

☆ エフコープでは「子育て支援手当」200円が5000円に、☆青森の定時職員には、正規の半額の家族手当(配偶者4,500円、その他2500円)が支給、☆日生協のスタッフ職員には、子ども手当(1人当たり5000円)が支給。

(2) その他労働条件に関する要求について意見を出し合ひましょう。

### 4. 2016 業態別課題

業態独自の職場の問題について意見を出し合ひましょう

#### ※冬季一時金について

(1) 2016 年度の一時金については、パート職員・エスパート職員＝年間0.2ヶ月、キャリアパート職員＝年間0.4ヶ月、パート店長＝年間1.1ヶ月の協定を締結しました。

\*エスパート職員の冬季一時金は、2016年5月21日～2016年11月20日が支給対象期間となります。

(2) 中央執行委員会は、2016 年度冬季一時金の上乗せ要求はしない方針です。

(3) 2017 年度の一時金要求については、2017 春闘分会で討議し、決定します。

※パート職員の定年年齢の見直し(定年延長)について、2015 年秋闘で「理事会は2016 年度上期までに検討を行う」と協定を締結しました。また、2016 年春闘ではキャリアパート職員について、「月給化を含め、処遇改善に向けた労使協議を2016 年度中に開始する」と協定を締結しました。今後、労使協議を行っていきます。

～労働組合は、まだ労働組合に加入されていない職場のなかまにも、さまざまな呼びかけを工夫しながら、加入をすすめていきます～